附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第五条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた介護給付について適用し、同日前に給付の事由が生じた介護給付については、なお従前の例による。

法務大臣　齋藤　健
内閣総理大臣　岸田　文雄

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第七十五号

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項中「それぞれ」を削り、同項第一号中「十七万千六百五十円」を「十七万二千五百五十円」に改め、同項第二号中「七万五千二百九十円」を「七万七千八百九十円」に改め、同項第三号中「八万五千七百八十円」を「八万六千二百八十円」に改め、同項第四号中「三万七千六百円」を「三万八千九百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第四条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた介護給付について適用し、同日前に給付の事由が生じた介護給付については、なお従前の例による。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第七十六号

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十六条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第五十四条第二項及び第百四十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「四万六千百円」を「四万六千二百円」に改める。

第二十三条の表一の項中「三万七千百円」を「三万七千八百円」に改め、同表二の項中「三万五千百円」を「三万五千八百円」に改め、同表三の項及び四の項中「二万五千七百円」を「二万六千二百円」に改め、同表五の項中「二万三千七百円」を「二万四千二百円」に改める。

第二十四条中「六十七万円」を「六十八万三千円」に改める。

第三十四条第一号中「四十三円七十三銭」を「四十一円四十八銭」に改める。

別表第五の一の項中「千九百九十一円七十五銭」を「千八百八円九十二銭」に改め、同表の二の項中「千三百四十七円三十六銭」を「千二百二十三円六十八銭」に改め、同表の三の項中「千二百三十円二十銭」を「千百十七円二十七銭」に改め、同表の四の項中「千百七十一円六十二銭」を「千六十四円七銭」に改め、同表の五の項中「八百七十八円七十二銭」を「七百九十八円五銭」に改め、同表の六の項中「百三十円十八銭」を「百十八円二十三銭」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和五年三月以前の月分の介護加算額、同月以前の月分の療養手当の額、同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額及び令和四年度以前の年度分の汚染負荷量賦課金については、なお従前の例による。

環境大臣　西村　明宏
内閣総理大臣　岸田　文雄

児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第七十七号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の四中「一年」を「年度ごと」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該家庭的保育事業等について次の各号のいずれかに該当する場合においては、実地の検査に代えて、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させることにより、当該基準を遵守しているかどうかを確認させることができる。

一　天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地の検査を行うことが著しく困難又は不適当と認められる場合

二　前年度の実地の検査の結果その他内閣府令で定める事項を勘案して実地の検査が必ずしも必要でないと認められる場合

第三十八条中「一年」を「年度ごと」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該児童福祉施設について次の各号のいずれかに該当する場合においては、実地の検査に代えて、必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させることにより、当該基準を遵守しているかどうかを確認させることができる。

一　天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地の検査を行うことが著しく困難又は不適当と認められる場合

二　前年度の実地の検査の結果その他内閣府令で定める事項を勘案して実地の検査が必ずしも必要でないと認められる場合

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　加藤　勝信